

鳥取県外国人等高齢者福祉給付金支給事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県外国人等高齢者福祉給付金支給事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民登録

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づく住民基本台帳の記載をいう。

(2) 永住許可

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の規定に基づく許可をいう。

(3) 法定特別永住者

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に該当する者をいう。

(4) 特別永住許可

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4条又は第5条の規定に基づく許可をいう。

(5) 公的年金

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付をいう。

(6) 扶養義務者

受給対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該受給対象者の生計を維持する者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内に在留する外国人等で、国民年金の給付を受けることができないものに対し、市町村が高齢者福祉給付金（以下「福祉給付金」という。）を支給するのを支援することにより、それらの者の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的を達成するため、市町村が次に掲げる要件を備えた受給対象者に対して福祉給付金を支給する事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 日本国籍を有していないこと若しくは日本国に帰化していること又は海外に居住していた日本人であること。

(2) 大正15年4月1日以前に出生したこと。

(3) 県内に住民登録を有すること。

(4) 昭和57年1月1日以前から引き続き日本国内に住民登録（平成24年7月8日までの間にあっては、住民登録又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定による外国人登録とする。）を有

すること。

- (5) 公的年金の受給権を有しないこと。
 - (6) 日本国籍を有していない場合については、永住許可若しくは特別永住許可を受けていること又は法定特別永住者であること。
- 2 本補助金の額は、当該市町村が定める福祉給付金の支給月額（1人2万円を限度とする。）に支給延月数（次に掲げる期間の月数を除く。）を乗じて得た額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）（以下「算定基準額」という。）に2分の1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に供する施設に入所の措置を受けているときは、その期間（当該措置の開始が月の中途である場合は、その開始日から当該月の末日までの期間を除き、措置の終了が月の中途である場合は、その終了日から当該月の末日までの期間を含む。）
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けているときは、その期間（当該保護の開始が月の中途である場合は、その開始日から当該月の末日までの期間を除き、保護の廃止が月の中途である場合は、その廃止日から当該月の末日までの期間を含む。）
 - (3) 受給対象者の前年の所得が、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置令」という。）第52条の規定により読み替えられた旧国民年金法施行令（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）をいう。以下同じ。）第6条の4第1項に定める額を超えているときは、その年の4月から翌年の3月までの期間
 - (4) 受給対象者の配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、経過措置令第52条の表の規定により読み替えられた旧国民年金法施行令第5条の4第2項に定める額を超えているときは、その年の4月から翌年の3月までの期間

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、年度当初にあつては当該年度の4月20日までに、それ以外の場合にあつては事業実施の30日前までに行われなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として30日を経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、算定基準額の2割を超える減額又は本補助金の増額に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。